平成２１年（フ）第２２０号
名古屋市名東区大針２丁目39番地　シャトレ大針405号
破産者　小松　雅秋
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１４００号
北九州市小倉北区赤坂１丁目３番５号
破産者　井生　邦子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第１３１号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田763番地５
破産者　有馬　靖彦
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第１２０号
北海道三笠市弥生花園町28番地148
破産者　天野　芳朗
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第３４２号
神奈川県横須賀市粟田２丁目23番３号
破産者　喜多村　昇
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６号
神奈川県横浜市港北区綱島西６丁目５番21号アサカハイツ103
破産者　喜多村吉子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２２号
福岡県直方市大字感田1595番地168、開始決定時の住所福岡県直方市大字感田1917番地３
破産者　藤田　一宏
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第８４号
熊本県八代市古閑下町463番地１、開始決定時の住所熊本県八代市大村町576番地１
破産者　谷口　真治
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第５７号
長野県上高井郡高山村大字高井165番地、開始決定時の住所長野県上高井郡高山村大字高井5192番地８
破産者　矢田　哲夫
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２１５号
長野市篠ノ井御幣川1121番地13、前住所長野市小島田町2056番地２
破産者　上原　静子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
仙台市太白区長町１丁目７番38―301号
破産者　工藤　武藏
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５６８号
金沢市駅西本町１丁目４番３号、従前の住所金沢市北安江４丁目21番23号
破産者　塚　　伸二
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６７８号
金沢市窪５丁目271番地
破産者　嘉地　好夫
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１０６号
長野県飯田市高羽町５丁目６番地４
破産者　林　　義
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１０２０号
京都市右京区西京極南大入町67―１　エスペランス中井２―203
破産者　天野　裕介
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２７５７号
福岡市中央区平尾２丁目21番５―802号
破産者　下田企画こと　下田　一成
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３７号
福岡県田川郡川崎町大字安眞木4733―４、開始決定時の住所福岡県直方市下境字卯津木添3673　レオパレス直方103号
破産者　那須　省一
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部